

遺言・相続・成年後見・その他 に関する無料相談会のご案内

例えば、こんなお悩みはありませんか？

遺言について

- ・妻だけに財産を残したいので、遺言を書きたいがどうしたら良いの？
- ・息子には家を継いで欲しいから家を、その代わりに娘には預貯金を残したい。
- ・夫も子供がいないので、姉妹のうち、世話になった妹に多く財産を渡したい。

相続について

- ・相続手続きが面倒なので、代わりに行なってもらいたい。
- ・遠いところにいるため、相続手続きが兄弟姉妹間で滞っている。
- ・兄弟姉妹で亡くなっている者もいるので、誰が相続人となるのか良く分からない。

成年後見について

- ・親の認知症が心配なので、成年後見について詳しく知りたい。
- ・障がいを持つ我が子の将来が心配だ。
- ・死後事務委任契約とは？

その他

- ・建設業の許可を取りたい！
- ・合意の上、離婚することが決まったので、協議した事項を文書にしたい。
- ・内容証明を出したい。

そんなときは下記の都合の良い日にご相談を！

平成31年2月 18日（月）10時～17時

両日ともに

平成31年2月 24日（日）10時～17時

旭区民センターにて開催

要予約 電話番号 06-6923-9732

まで気軽にご連絡ください

（日時の合わない方はご連絡くだされば個別に対応いたします）

各日共に限定6組様まで

お時間 1組様 50分

担当者 行政書士 中村 裕司
大阪府行政書士会会員番号第6072号

主催 行政書士中村裕司法務事務所
大阪市旭区森小路2-15-1-603

URL <https://gyo-nakamura.com>



開催場所 旭区民センター3階集会室2
〒535-0003 大阪市旭区中宮1-11-14
大阪メトロ 谷町線 千林大宮駅
4号出口 南西へ徒歩約10分
京阪本線 森小路駅 西へ徒歩約10分
大阪シティバス 旭区役所区民センター前下車すぐ
(78系統、83系統)



皆さん、こんにちは。行政書士の中村です。

行政書士というのは、あまり聞かないかも知れませんが、他人の依頼を受け、報酬を得て、官公庁に提出する許認可の書類を作成、申請したり、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成などを行う国家資格者をいいます。

さて、今年から旭区民センターさんで無料相談会を開催して、お陰さまで、多くの方がご相談に来られました。中には誰に相談したら良いのかが分からずに私のところに来て、話を聞いて貰えただけでも良かったと言われる方もおられました。

また、相談を受けた結果、実際に、公正証書遺言の作成や遺産分割協議書を作成して相続手続のお手伝いなどもさせて頂きました。

相談会で話をお伺いしてみても思ったことは、公正証書遺言を作成しておいた方が良いという場合が思った以上に多かったことです。特に結婚はされているが、お子様のおられない方は配偶者だけでなく、自分の兄弟姉妹も相続人となりうるのですが、(多くの場合は親も亡くなっている)、さらに、兄弟姉妹も既にお亡くなりになっている時には相続関係が複雑となり、残された配偶者や親族が困る可能性も高くなります。

その意味で、公正証書遺言の作成が重要であり、そのことを皆さんにお伝えするのが私の役割ではないかとも思います。

皆様方のお困り事が解決できれば幸いです。

自己紹介

・ 学歴、職歴、表彰歴

平成元年3月:大阪市立高校卒業
平成6年3月:近畿大学法学部卒業
平成23年2月:行政書士登録(旭東支部所属)
平成30年5月:大阪府行政書士会会長表彰受賞

・ 得意分野

建設業各種手続(大臣許可手続・経審含む)
入札参加資格申請
宅建業各種手続
遺言・相続関係
成年後見
内容証明書作成
民事法務

・ 行政書士会旭東支部役員歴

平成25年4月～:研修部幹事
平成26年4月～:研修部副部長
平成27年4月～:広報部長(副支部長)
平成29年4月～:厚生部長(副支部長)

・ 趣味: ブログ(<http://gyo-yuji.at.webry.info/>)、 百貨店催事巡り、美術館巡り、海外旅行



(平成30年7月の研修にて)

・ 講演・研修講師

平成26年3月:意外と知られてない相続分の話
～私はいくら貰えるの～
(於:城北市民学習センター)
平成30年7月:マーケティングの基礎の基礎と実践
(於:大阪府行政書士会館)

・ その他

平成27年5月～:近畿大学通信教育部
マルチメディア授業学習指導員